

地域枠における従事要件等の取扱いに関する要項

1 趣旨

地域枠における卒後の従事要件等について、「令和5年度以降の地域枠等の定義について（事務連絡）」（令和4年4月18日付け厚生労働省医政局医事課長通知）が各都道府県衛生主管部（局）宛てに通知されたことに伴い、その取扱いについて次のとおり定める。

2 従事要件

- (1) 「静岡県医学修学研修資金貸与規則」（昭和45年4月1日規則第39号。以下「規則」という。）に従い、入学初年度から在学する大学を卒業するまで継続して静岡県医学修学研修資金の貸与を受けるものとする。
- (2) 大学卒業後、2年以内に医師免許の登録を完了し、「静岡県キャリア形成プログラム」に従い、静岡県内で医師として9年間勤務すること。

3 離脱要件

県が地域枠の離脱を認める事由は下記のとおりとする。

- (1) 退学する場合
 - (2) 死亡した場合
 - (3) 国家試験不合格により医師になることを諦める場合
 - (4) 静岡県知事がやむを得ないと認める場合
- ※ 「家族の介護」及び「結婚」による離脱は認めない。
- ※ 離脱を認めた場合の医学修学研修資金の取扱いは、規則及び「静岡県貸付金の返還債務の免除に関する条例」（平成8年3月28日条例第32号）に基づき判断される。

4 不同意離脱の取り扱い

- (1) 県が離脱を認めないまま従事要件から離脱した場合は、不同意離脱として扱う。
 - (2) 県は臨床研修、専門研修等において、国や関係団体から地域枠の従事要件や不同意離脱等に関して照会があった場合は、必要な調査、報告を行う。
 - (3) 不同意離脱者には、一定期間専門医が認定されない等※の不利益が生じる可能性がある。
- ※ 希望する臨床研修病院に採用されないといった不利益が生じる可能性がある。
- (4) 不同意離脱として取り扱う期間は、2に定める従事要件に相当する期間とする。

5 同意書の提出

地域枠により入学を希望する場合、本人及び保護者（法定代理人）は同意書を別途指定する期限までに提出しなければならない。

6 その他

- (1) 本要項の実施により取得した個人情報、目的以外に使用しない。
- (2) この要項は、令和4年3月1日から施行する。
- (3) この要項は、令和4年6月7日から施行する。